

第7日

令和7年9月9日（火）

午前11時10分再開

○議長（小島清人君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、5番仲山寛議員の質問を許可します。5番仲山寛議員。

（5番仲山 寛君登壇）

○5番（仲山 寛君） 皆様、こんにちは。5番議員仲山寛でございます。公私ともお忙しい中、傍聴にお越しの皆様、本当にありがとうございます。また、インターネットを御覧の皆様、ありがとうございます。

9月に入ってからも大変暑い日が続いていますが、例年だと8月20日過ぎたら猛暑でも朝夕は涼しくなっていました。今年は少し違うような気がしています。これから、9月、10月の自然災害、特に台風災害は、農業生産者はもちろんですが、日常生活への影響は大変大きなダメージをもたらす心配は大きくなり、今後も予断を許さない時期でもありますので、情報を共有し、早めの準備を心がけたいと思います。

今回、鳥集院地区危険物倉庫の問題で、市と企業側との新たな協定書が締結されました。このことについては、行政の多大な御努力に大変感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。また、入地・中町地区自治会の方々につきましては、今回、10番議員の半田雄三議員を中心に、使途の環境保全に関する話し合いが進められてこられました。今回の質問は、全体的なその確認と、今後の対策について質問させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、質問席にて質問をさせていただきます。

（5番仲山 寛君降壇）

○議長（小島清人君） 5番仲山寛議員。

○5番（仲山 寛君） まずは、危険物マルチワールクステーション・朝倉サイトの現状についてお尋ねをいたします。

設備内容と稼働状況についてお尋ねいたします。鳥集院工業団地隣接地に建設された危険物倉庫は、昨年10月より操業開始と聞いておりますが、その設備内容についてお答えください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 鳥集院地区危険物倉庫の設備内容につきましては、消防法の許可を受けた危険物屋内倉庫、延べ床面積1,000平米、2棟でございます。それと屋外貯蔵所約1,000平米を設置されてあります。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 次に、現在の稼働状況を御説明ください。地域住民が最も懸念しているのは、広大な屋外貯蔵所に大型タンクコンテナで山積みされる危険薬品です。その

状況をできるだけ詳しく御説明をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 現在の稼働状況についてお答えいたします。

先週、現地を確認いたしましたところ、屋内倉庫につきましては、製品となっております化粧品などを保管していることを確認いたしました。屋外貯蔵施設につきましては、現在も稼働はしておりません。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございました。

次に、施設の運用に関して、新たに締結された協定書についてお伺いいたします。協定書の内容と持込み制限品目についてお尋ねいたします。昨年9月の、この一般質問の場で、毒劇物、高压ガス、消防法危険物の持込み反対署名活動について質問をいたしました。その住民要望を受けて、朝倉市の幹部職員の方が先方企業を訪問し、大変お骨折りをいただき、折衝を重ねた結果、危険薬品の持込み制限を織り込んだ新たな協定書の締結に至ったとお聞きしております。その間の担当部局の御尽力、御苦労、大変感謝と敬意を表すものであります。

そこで質問でございます。新たに締結された協定書による持込み制限の内容について、御説明をお願いします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） まず、市と事業者で締結をいたしました今回の協定書は、その内容につきまして、朝倉地域コミュニティ協議会が地域の代表者として大きく関わつていただき、地域の代表者として了承された上で締結したことを申し上げたいと思います。

協定書の、その主な内容につきましては、取扱い可能な物品と取扱いを制限する特定の物品を記載し、もし制限されたものの解除を行おうとする場合は、地域住民に対し意見を伺うとともに、事業者が説明会を実施し、当該住民の意思を問うというものでございます。

また取扱い可能な物品としましては、既に許可を受けている消防法に基づく危険物第4類、引火性液体及び第5類、自己反応性物質がございます。また、必要な許認可を取得すれば、第1類、酸化性個体など他の危険物も取り扱うことができることとなっております。

制限品目につきましては、朝倉コミュニティ協議会の要望にほぼ答えた形でございまして、毒物及び劇物取締法の規制対象となります毒物及び劇物、高压ガス保安法の規制対象となります高压ガス及び労働安全衛生法の規定に基づきます化学物質による健康被害を防止するための指針対象物質に記載の物質などを取り扱わないこととなっているものでございます。以上でございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございます。協定書の中身については、7条ほどあつ

て、私もちょっと読みましたけれども、なかなか難しい内容がありました。

次に行きます。毒劇物、高圧ガスの2種類の薬品の持込みが禁止されたこと、特に地域が最も危険視していたフッ化水素酸が禁止薬剤に含まれることは、住民にとっては非常に安心材料であります。一方で、朝倉市の原案にあった特定の消防法危険物の禁止や、労働安全衛生法、特化則物質の禁止などで妥協した部分もあり、リスクが完全にゼロになったわけではありません。

そこで質問ですが、もし万一の事故があった場合、薬品の種類や量によって中和剤や解毒剤の選択、流出防止の方法も異なってきます。今後、朝倉市としてどのように持込み薬品の状況を把握していくのか。また、その情報は地域住民が知ることができるのか、その対応をお聞かせください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 消防法に基づきます消防署の立入検査が定期的にございます。違反すれば、施設の使用停止命令等の措置もなされると聞いております。協定書の内容は、当然履行されると考えますが、住民の不安解消のために、必要に応じ、市におきましても定期的に現地を確認する旨を事業者へ要請したいと考えております。また、協定書に基づいた取扱品であったかを、コミュニティなどを通じまして地域住民の方へもお知らせしたいと考えております。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 定期的ということは、頻繁に、隨時、月に何回とか、そういうことを実施していただきたいと強く私は思っておりますので、その点につきましては、行政の皆さんも大変でしょうがよろしくお願ひをしたいと思います。

次に、企業から朝倉コミュニティ宛てに発信された通知書についてお尋ねいたします。新しい協定書は、一昨年12月に取り交わされた朝倉市と進出企業との立地協定書を基本として、危険薬品の持込みについて細部を取り決めたものです。朝倉市と企業の協議は本年4月頃から始まりましたが、その協議のさなか、合意に至らない段階の7月中旬に、企業側から朝倉地域コミュニティ会長宛て直接に文書による通知書が届きました。その内容は、当時、市と企業で協議中であった企業側の主張をコミュニティとして受け入れるか否か。受け入れられない場合は8月初めより先方主張どおり営業を開始するとの一方的な通知がありました。協定書は法的拘束力を持つものですから、企業と朝倉市が協議し、締結すべきものです。あくまでも立会人の立場であるコミュニティに対して、高圧的に返答を迫るこのやり方について、朝倉市はどのように捉えておられるのか、お聞かせください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 通知書とは、令和7年7月14日付で事業者から朝倉地域コミュニティ協議会宛てに提出されました通知書のことと思っております。

この通知書は、当該危険物倉庫につきまして、法令を遵守し、適正な行政手続を行った

上で許認可を取得したものであります、近隣住民の不安を払拭し、良好な関係の下で事業運営を行うため、令和6年9月から約10か月にわたり朝倉地域コミュニティ協議会と取扱い物品等について協議を行ってきたこと、また、事業運営による収益を考慮した上で、取扱い物品について最大限制約したものを持続していること、協議中のため自主的に一部の事業を停止してきたことなどが記載されております。

事業者側としましては、最大限譲歩した内容であり、損益や株主をはじめとするステークホルダーに対する責任等も踏まえ、朝倉地域コミュニティ協議会へ協定内容に対する回答の期日を決め、併せて、今後の運営について通知したものであると考えております。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） この文書を受け取ったコミュニティは、非常に強い危機感を持たれました。もし、期限切れで無協定となった場合、最悪、毒劇物、高压ガス、危険物、全ての持込みを強行される可能性があるとの認識の下に、コミュニティ会長から市長宛てに意見書を出され、朝倉市としての責任ある対応を求められました。その後、企業側と折衝をいただいた朝倉市の御尽力、御苦労には大変感謝申し上げる次第ですが、どのように対応されたか、その状況を御説明ください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 企業側の最終協定書案に対します朝倉地域コミュニティ協議会の意見や要望を受けまして、令和7年7月23日に事業者の会社へ直接赴きまして、朝倉地域コミュニティ協議会の意見・要望をお伝えしまして、再検討をお願いしたところでございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 次に行きます。

特定物品に関する取扱い制限解除を行う場合の当該住民の意思についてお伺いいたします。この協定書の第4条5項、「特定の物品に関する取扱いの制限の解除を行う場合、当該住民の意思を問う」と書いてあります。その意思は、第7条協議の各条項の運用を含め、どのように住民の意思を本意として反映され、決定されるのか、その辺をお答えください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 当該住民の意思とは、近隣住民を含めた地域住民の様々な意見と解釈をしております。市としましては、地域住民の方から様々な意見、住民の意思に基づきまして、朝倉地域コミュニティ協議会とともに事業者と協議を行っていく考えでございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 住民の意思が反対のほうに全て向かったということであれば、行政としてもそのことを十分に注視して、相手の企業のほうにその意思を伝えていただきたいと思いますが、再度確認でよろしくお願ひしたいですが、どうでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 地域からいただいた意見につきましては、しっかり事業者のほうにお伝えしていきたいと思っております。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） よろしくお願ひしたいと思います。

次に、協定書に係る市の基本的な姿勢、住民本位についてお伺いいたします。今後、当該地域が特化則、特定化学物質障害予防規則に係る物品を含む膨大な危険物の保管取扱施設と共存していかなければなりません。このことに対し、その協定書を取り交わした市としての基本的な姿勢、常に住民ファーストであること等について、どのような考え方であり、どのような姿勢であるのか、再度お考えをお伺いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 先ほども述べましたが、市と事業者で締結しました今回の協定書につきましては、その内容について、朝倉地域コミュニティ協議会が地域の代表者として大きく関わっていただきまして、地域の代表として了承の上で締結をさせていただいております。

協定書に関する今後の協議につきましても、朝倉地域コミュニティ協議会が地域の代表者として同様に関わっていただき、市としましても、地域住民の声をお伺いしながら、不安解消に努めていく考えでございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） よろしくお願ひいたします。

次に、大規模地震に対する施設の安全性についてお伺いいたします。屋内貯蔵所の地盤調査結果についてお尋ねいたします。平成24年に福岡県が作成した地震に関するアセスメント調査報告書によれば、朝倉市は警固断層の延長線上にあり、近い将来に予想される警固断層地震において大きな被害が懸念されており、もし断層の中央部が震源であった場合の死者数は、人口1万人当たりで福岡市が22人、太宰府市が165人、筑紫野市が126人に対して、朝倉市は366人にもなると推定されています。

さらに詳細に施設の立地場所を見るために、朝倉市が作成した地震被害予想地図にその場所を重ね合わせてみました。すると、施設は木造建物の損壊が最も大きいとされるレッドゾーンにあることが分かります。以上のような事実から、地域住民から地震に対する懸念の声が上がり、危険薬品の持込み禁止の要求になってきた次第です。このことについて、まずはどうお考えであるのか、お聞かせください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 令和7年3月31日に朝倉地域コミュニティ協議会を交えました事業者との協議の場における事業者側からの説明によりますと、6か所のボーリング調査を行い、洪積層と言われる比較的古い地層で、地盤としては十分であるという結果

だったと報告を受けております。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 屋内貯蔵所においては、6か所のボーリング調査と液状化評価の結果、震度6強相当では液状化の懸念があると聞いています。屋内貯蔵所の場所では、震度6弱程度までは耐えられますが、震度6強を超えて震度7を記録した熊本や能登半島クラスの地震の直撃を受けたら、液状化が避けられないということになると考えられます。

そこで質問ですが、このような事実を先ほど述べられましたが、朝倉市は把握されているでしょうか。また、どのようにお考えでしょうか。簡潔にお答えください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 先ほどの令和7年3月31日の朝倉地域コミュニティ協議会を交えた事業者との協議の場で、事業者側から説明を受けまして、建築基準法に適合したものであること、また、消防法による基準を満たした施設であることを確認しております。

また、福岡県の地震アセスメント調査報告書によりますと、朝倉市に一番被害が大きいとされます警固断層南東部、北西端下部では、朝倉市におきましては震度6強を超える地震は想定されていないと認識をしております。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） おっしゃいますけれども、地震というのは、いつ、どこで、どんな形で起こるか分かりません。そのことを十分に把握、理解していただきたいと思います。

続けます。続いて、屋外貯蔵所についてお聞きします。屋内貯蔵所から200メートル近くも離れており、荷原川に向かった傾斜地の崖に近くて、素人目には屋内貯蔵所よりも地盤が悪そうに見える屋外貯蔵所の場所です。そこに危険薬品が野積みされる計画になっています。そのような場所で、私が思うに、ボーリングや液状化判定が行われていないと推察されます。市民を守る立場の朝倉市として、屋外貯蔵所の安全をどのように考えているのか、見解をお聞かせください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 令和7年3月31日の先ほどの協議の場の中で、屋外貯蔵所につきましても屋内倉庫と同様の地質と考えられるため、地盤の耐震安全性については問題ないという説明がございました。

また、繰り返しになりますけれども、県のアセスメント調査報告によりますと、警固断層南東部では、朝倉市におきましては震度6強を超える地震は想定されていないと認識をしておりますが、もし東日本大震災規模の地震が発生したとしましても、タンクコンテナは上のコンテナが地面に落ちても壊れないことが大前提となつておるという説明も受けているところでございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） そうしたら、震度6強の地震が発生したと仮定して、次の質問をします。

大規模漏えい事故に対する企業、行政の防災体制についてお伺いいたします。冒頭申し上げたとおり、鳥集院の施設で地元が特に懸念しているのは、広大な、先ほどから話しております屋外貯蔵所の大型タンクコンテナで山積みされる危険薬品であります。幸いにして、今回協定書が結ばれたことで、毒劇物、高圧ガスといった危険な薬品については持込みが規制されて、安心レベルは上がりましたが、一部の薬品については屋外貯蔵所に置かれることになり、地震リスクは残ります。また、協定書の初期の折衝で朝倉市が要求していたコンテナ2段積みを禁止して1段に制限する要求も取下げになっていました。

そこで、屋外貯蔵所について、まず企業の防災体制、特に敷地外への漏えい防止策がどのようにになっているか、お聞かせください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 屋内外危険物倉庫で取り扱います危険物は、消防法で定められております危険物のことを指しております、主に火災発生・拡大の危険性が大きいもの、消火の困難性が高いものなどが危険物に指定されております。取り扱う物品は複数種類になりますので、火災になった場合の具体的な危険性や影響は説明しかねますが、万が一、火災になった場合でも、周囲への被害を及ぼさぬよう、消防法で定められた建物の構造や設備、保有空き地などについて、非常に細かい基準をクリアした安全対策が施されている専門の倉庫でございます。

屋外貯蔵所で取り扱いますISOタンクコンテナは、国際海事機関IMOの規格に準拠して作られておりまして、落下衝撃の基準をクリアしているため、上のコンテナが地面に落ちても壊れないことが大前提となっております。さらに、油水分離槽を複数設置するなど、法令で定める以上の独自対策が取られております。また、事業者は、これまで無事故で運用してきた実績があり、災害時の対応につきましても、法に基づく予防措置はもちろん、社内で独自のノウハウもございます。災害発生時は、必要に応じて消防署への通報はもちろん、被害が周辺に及ばないよう、施設管理者の指揮の下、必要な措置を迅速に行うことです。

漏えいに対するものとしましては、吸収剤や封じ込め剤などを常備し、全従業員が定期的に緊急対応訓練を受けまして、万が一にも漏えいが発生した際には、迅速かつ適切に対処できるよう体制を整えている状況であるとのことでございました。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 今のは相手の企業さんに確認を取ったことということでおろしいですか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 事業者側から説明を受けたものでございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 続いて、朝倉市としての大規模漏えい事故に対する対応をお聞きます。昨年3月議会の一般質問で同様の質問をしたところ、「調整池の水質検査を年に2回実施するから大丈夫だ。」そして、「排水がもし流れたら、直ちに調整池の出口を閉門して、河川への流出を止める」と答弁がありました。しかし、年に2回の水質検査で、突発の故障や作業ミス、地震の対策になるでしょうか。

また、コンテナ1本20トンの薬剤が、もし流出したと仮定して、直後に調整池の出口を止めても、1万トンの貯水量に対して20トンの薬剤量は2,000 ppmに相当します。残った水は水質汚濁防止法によって河川へ放流はできません。また、その水は地下浸透して、飲料水や農業用水を汚染し、その後、雨が降ればオーバーフローして河川へ流出します。

調整池の機能は、あくまで施設の立地によって広大な田畠が舗装されたことによる土地の保水機能低下に対して雨水が一気に川に流れ込むことを抑えるための施設です。化学薬品の流出防止に調整池は全く無意味であることに御留意の上、返答をお願いいたします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 調整池の機能につきましては、議員がおっしゃるとおり、集中豪雨等の大雨が降った際、開発で森林、田畠が失われることなどにより地中の保水機能が低下したことで、河川に雨水が一気に流れ込むことで起きる洪水に備えるために、雨水を一時的にため、河川への雨水の放出を抑制する施設でございます。万が一、汚染水等の流出があった場合には、調整池の排水口の閉門を行いまして、汚染水の処理を行うことになります。

当該倉庫の屋外貯蔵所で取り扱いますISOタンクコンテナにつきましては、先ほども申しますように、上のコンテナが地面に落ちても壊れないことが大前提となっておることと併せて、取扱品の入出庫、保管等が業務内容でございまして、化学工場、製造工場ではございませんので、危険物の加工、詰め替え作業などは行いませんので、人為的ミスによる漏えいの危険性は極めて低いと考えられます。

保管や入出庫作業に関しましては、先ほどの回答と重なり恐縮ではございますが、今までのノウハウも活用して、迅速かつ適切に対処できるよう、体制整備に努めていただくことになりますし、その徹底をお願いしていく考えでございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 次に、近隣住民等に対する安全環境対策についてお伺いをいたします。施設排水の改善対策についてお尋ねいたします。

今後、開発行為によって設置された前面の道路、工業団地内排水路、調整池等を経由して、周辺各地または河川への直接排水が行われている現状の打開策、その対応の現状について明示し、早急な改善を要望し、近隣住民の不安を取り除いていただきたいと思っております。

そこで、直接排水防止に係る会社側への働きかけについてお尋ねいたします。屋外施設から直接排水、屋内の小規模貯水槽からの災害時等のオーバーフロー等による施設外流出の危険性が危惧される現状にありますが、特に特化則、特定化学物質障害予防規則に係る物品の事故流出等を想定し、施設内に補水槽を設置するように促すべきであると考えられますが、このことについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 当該倉庫施設につきましては、油水分離槽や、ためます
が敷地内に設置されております。事業者に対します法令以上の施設設置についての働きか
けを市から行うことは、根拠となる法令等もなく、困難ではございますが、要請はしてい
きたいと考えております。

○議長（小島清人君） 仲山議員。

○5番（仲山 寛君） よろしくお願ひいたします。

次に、排水の農地水路、河川等への直接流入防止についてお尋ねいたします。入庫口方
向から市道を経て、荷原川方面、入地、中町方面水路へ自然流出する状況は何らかの改善
策が必要だと考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上政司君） 事業所の出入口前面の市道の雨水対策につきましては、
現在、工業団地周辺の調査測量を行いまして、対策案を検討しているところでございます。
地元関係者の皆様と協議を行い、合意形成を図りたいというふうに考えております。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） よろしくお願ひいたします。

次に、豪雨時等の排水水路からの農地への流入防止についてお伺いいたします。施設か
らの膨大な排水量、特に豪雨時等の排水経路、水路におけるオーバーフローによる当該地
区水田等への流水対策を行うべきであると考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 当該施設からの排水につきましては、工業団地内の水路
を経由して調整池へ流下されます。水路につきましては、当該施設敷地分も含めた流量計
算の上で設計をされております。しかしながら、もし頻繁にオーバーフローするような状
況であれば、その原因調査は必要だと考えております。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 次に、工業団地内の調整池の状況調査と改善についてお伺いいた
します。

直接排水されたものは最終的には工業団地内調整池に保水され、地下浸透し、生活並び
に農業用水として利用されていきますが、前にも述べましたが、周辺地域は全て地下水を
利用されています。周辺井戸との関連、位置とか水位、利用状況も含め、徹底調査し、改

善すべきであると考えられますが、いかがでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 調整池は工業団地内の雨水を一時的にため、河川への雨水の流出を抑制する施設でございます。企業の倉庫から排出されます物質が直接流れ込むことは想定されておりませんが、工業団地造成時から年数がたっているため、その状況を確認しながら、今後、必要な対応を検討したいと考えております。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） よろしくお願ひします。次に、水質検査等の実施についてお尋ねいたします。

これまでの経緯として、関係地区等とは鳥集院工業団地造成の際、また団地内の企業進出に当たって水質検査実施の覚書が取り交わされ、その実施は現在までに継承されています。今回は、この非とせず、検査項目、特定化学物質障害予防規則に係る保管物品は必ず入れる等の詳細な検査の実施について、検査の場所とか検査の回数、検査の項目、検査の結果報告、検査結果の対応等、さらに踏み込んで流出水域地下水脈等、想定される相当箇所の検討回数の増加、報告体制、またはその検討等を踏まえ、確実に実施されるべきだと考えます。どうお考えでしょうか。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 鳥集院工業団地に関する水質検査につきましては、調整池を年2回、調整池からの放流先、下流域となります東中町区の井戸水を年2件ずつ実施しております。また、毎年の検査結果につきましては、検査結果表の写しを添えて、鳥集院工業団地近隣の区会長、東中町区、鳥集院区、入地中町区へお知らせをしているところでございます。また、事業者も自主的に水質検査を実施していると伺っております。

水質検査につきましては、今後検討していきたいと考えております。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） よろしくお願ひをしたいと思います。特に水質につきましては、いろんなところでニュースになっております。熊本の半導体工場近辺の問題とか、そういう問題も、今、テレビ等で非常に問題視されておりますので、そういうふうにならないように朝倉市はやっていっていただきたいと強く要望をいたします。

続きまして、環境保全協定書取り交わし等、今後の地元対策についてお伺いいたします。当該近隣住民等より、環境保全に係る要望、特に安全、事故補償等の協定・覚書等の締結要請があった場合については、誠実かつ真摯な対応をお願いしたいと考えておりますが、今後の地元対策についてお伺いいたします。現状、入地中町自治会より、市との環境保全協定書の締結が求められているようですが、その対応状況はいかがでしょうか。事故時、直接的な被害が想定される住民の不安は、共存の意味からも徹底的に解消される方向を目指すべきであると考えています。お答えをお願いします。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 令和7年2月28日に入地中町区役員の方々と協議を行った際に、入地中町区から環境保全協定書案の提示がございました。しかしながら、その内容につきましては、事業者と市との間での持込み物品等に関する協定書が締結された後に協議していくことを確認したところでございます。7月31日付で会社側との協定書を締結したため、今後、具体的な内容について協議を行っていく考えでございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） その中で、いろいろ今後よろしくお願ひしたいんですけども、事故時の補償対応についてお伺いをいたします。

事故時の補償問題については、事前の協定内容の設定が必要ではないかと考えますが、市が責任を持って早期対応を行い、徹底して会社側と交渉していくなど、住民が路頭に迷うことなく方向づけができるよう、しっかりととした事前対策、協定等の取り交わし等の対策を講じておくべきではないかと思います。どんなでしょうか、お答えください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 事故時の補償対応につきましては、事前に協定を締結することなどにつきましては、一般的に難しいと考えております。また、フッ化水素酸などの毒物、劇物、また高圧ガスは、協定書により取り扱わないこととなつたため、重大な問題の発生は免れたとは思われますが、万が一、事業者を原因とします損害が発生した場合は、原因者である事業者が当然補償すべきであると考えております。市としましては、住民とともに会社側に補償を求めていく考えでございます。まずもって事故が発生しないよう、事業者に対しまして安全対策の徹底を促すとともに、事故が発生した場合は、迅速で適切な対応をするよう要請していく考えでございます。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 住民が一番安心を感じるのは、そういう契約書みたいなもの、市としては大変難しい問題だと思いますけれども、そういうものをきちんと住民に示していくことが、住民は安心できるんじゃないかなと自分は思います。そういうことを十分に考えてやっていただきたいと思います。

次に、今後の企業進出開発行為への対応についてお伺いいたします。当初、民民による土地売買は前提として、誘致指定から問題発生時の責任回避等があつたと考えております。1万平米以上の開発については、市との事前協議が必要となります。農業委員会の慎重な審議を含め、十分な進出企業の事業内容等の調査を進め、絶対要件として住民本位の姿勢の受入れ体制が今後の課題と対策と考えています。

そこで、農地の転用、開発行為に係る審議・協議について再度お尋ねします。農業委員会の議事録、委員からの聴取などを通して、農業委員会の審議に疑問を持つ住民もいらっしゃると聞いています。また、今般の開発行為に係る協議内容等についても、情報開示を

経て、危険物倉庫についての審議がなされていない経緯・問題点が明らかにされたと考えています。住民は、その命と生活を守るために、この1年半ほど必死に粘り強く本件に対応してきました。市は住民の環境保全への切なる願いと、その行動を重く受け止め、今後の教訓とすべきだと考えます。まずは誘致・進出ありき、法的に制約は厳しい、民民のことはタッチしないではなく、常に住民本位の姿勢を堅持し、生活環境への影響をベースに、その影響まで考慮した慎重な審議・協議を望みたいと思います。このことについてどうお考えか、お聞かせください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 今年の3月定例会での一般質問の答弁と重なる部分が多いかとは思いますが、お答えさせていただきます。

農地の転用につきましては、農業委員会の定例総会で農地が農地以外に転用することの是非を、農業委員の皆さんは真剣に、また慎重に審議をされております。農業委員会は農地転用許可基準を満たしているかの判断を行い、さらに農業委員からの意見や質問を審議した上で採決を行い、その上で市の意見としまして県に進達し、許可権者でございます県が最終決定を行います。

今回の例で申し上げますと、農地に倉庫を建設して倉庫用地にすることの是非を審議いたします。一般物流倉庫なら可、危険物倉庫なら不可というものではございません。そのため、情報公開で問題点とされております部分が危険物倉庫の審議ということでございますが、これは農地法上の許認可の案件ではございません。たとえ倉庫で毒劇物や危険物を保管するとなりましても、それは農地法ではなく、他法令で審査・判断されるべきものでございまして、農地法に従って農業委員会で審議される要件ではございません。農地の転用許可が全ての許可となるものではなく、それぞれの所管する法律等に基づきまして、許可要件に該当するかどうかを各専門部署が審査等を行っております。

議員のお気持ち、御心配は重々承知しております。一般倉庫か、危険物倉庫であるかどうかは、農業委員会の所管する農地法での審議要件には該当いたしませんが、今後、危険物倉庫の審議がある場合におきましては、定例の総会、議案審議等の場で情報提供をしていきたいと思っております。農業委員会としましては、今後も農地法に従って慎重に審議していきますので、御理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） 農業委員会の協議の中でいろんな情報を集めていっていただいて、農業委員会で許可が下りる、下りないは別として、そういう材料があるというようなことは議論の上で煮詰めていっていただきたい。そして、県なり、そういうところに提出するときには、そういう懸念があるというようなことも据付けるとか、そういうことをやつていっていただきたいなと自分では思っておりますので、そういうことも含めてよろしくお願ひをしたいと思っております。

次に、企業進出受入れ体制の再整備についてお尋ねいたします。精密化学品や医薬、半導体、ナノテクノロジー、精密機械、ロボット、新エネルギーなど、新技術と産業構造変化に伴い、企業進出案件は多様化・複雑化しています。一方で、地域外からの声を聞くと、朝倉市の土地と水、発展する福岡都市圏やアジアへのアクセス、勤勉で協調を重んじる土地柄など、朝倉市が産業都市として発展するための優位点は数多くあると思われます。

今回の問題は、その影の部分がたまたま露見したものではないでしょうか。このような背景から、今後も朝倉に目をつけた企業進出案件が数多く出てくると予想しますが、それらの案件を確実に地域振興に結びつけるには、迅速・的確に案件に対処できる受入れ評価体制の構築が緊急の課題と考えます。しかし、案件は多岐にわたり、事業や技術分野はそれぞれ異なることから、現在の体制の延長では不十分であり、専門性を持った有識者やコンサルなどが外部知識を交えながらプロジェクト的に臨機応変に対応し、受入れを行えるような仕組みづくりが必要ではないでしょうか。

今回の問題を教訓に、将来の発展に向けた体制整備が必要と考え、提案をさせていただきたいと思います。市としてのお考えをお聞かせください。

○議長（小島清人君） 農林商工部長。

○農林商工部長（二宮正義君） 現在の市の企業進出受入れ体制につきましては、その業務を商工観光課が所管しております、企業誘致専任の産業政策マネジャーを1名、企業誘致を担当する職員は商工労働係長と係員の2名、合計3名体制でございます。現行の体制で一定の成果を上げているものの、今後も他自治体の体制等について情報収集いたしますとともに、議員からの意見も参考としながら、体制整備について調査研究をしていきたいと考えております。

併せて、職員の知見や経験の蓄積など、その研鑽に努めていきたいと考えております。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） よろしくお願ひしたいと思います。

この問題の項目の最後になりますが、今回、昨年の3月から4回にわたり質問をさせていただきました。企業誘致、本件の危険物倉庫を含みますが、この誘致に対する住民ファーストの姿勢と対応について、市長もしくは副市長の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小島清人君） 副市長。

○副市長（佐々木哲治君） 企業誘致につきましては、以前、経済効果や雇用、移住・定住など、効果が大きいことから、取組を継続・強化していくべきだという答弁をさせていただきました。この考えは今も変わっておりません。

一方で、そこで生活されている住民が、毎日、安心安全に過ごされることも非常に大切なことであると考えております。今後とも地域振興や活性化、それと安心安全との両立、共存共栄が図れますように努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小島清人君） 5番仲山議員。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございました。住民の安心安全は私たちの最大の責任であると考えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

通告をしておりました農業部門の質問は、これもいろいろあります、お米の問題とか、後継者の問題とか質問をしたかったんですが、時間がありませんので、次の機会に質問させていただきたいと思います。担当の部署の方には大変申し訳ございません。

これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小島清人君） 5番仲山寛議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。午後1時に再開いたします。

○5番（仲山 寛君） ありがとうございました。

午後零時7分休憩